

## 「県内学生と工芸品をつなぐ！映像制作インターンシップ事業」業務委託仕様書

### 1 業務名

県内学生と工芸品をつなぐ！映像制作インターンシップ事業

### 2 事業の目的

本県には、国指定・県指定合わせて10品目の伝統的工芸品がある。

これらは、秋田県特有の風土に生まれ地域に根ざした地場産業であるとともに、生活にゆとりと豊かさをもたらすものとして高い評価を得ているものの、販路不足やPR体制の未整備、人口減少や生活様式の変化による需要の低迷、職人の減少、工芸品のPRや営業活動を行う経営側の人材不足など産業としての課題を多く抱えている。

このため、新たな価値創造や伝統的工芸品等の魅力を幅広い層や地域に訴求させるために、SNS等を活用して若者の視点から伝統的工芸品等の魅力を伝え、産業振興を更に促進することを本事業の目的とする。

### 3 業務の委託期間

契約締結の日から令和9年2月28日まで

### 4 委託料の上限額

3,547,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 5 委託業務の内容

受託者は、次に掲げる項目について、県と協議しながら委託業務を実施すること。

また業務の進捗状況等に応じて必要がある場合は、業務の内容及び実施手法を調整する。

#### (1) インターンの条件等

##### ア 日程及び参加者数

インターンの実施は、県内2産地とし、3日間の日程で1産地につき1回行う。

また、参加者数は1産地10名程度とし、受入企業と調整の上、県と協議すること。

##### イ 参加者の旅費等

インターンの集合・解散場所と居住地間の交通費及び宿泊費は原則参加者の負担とする。

#### (2) プロジェクトマネージャーの配置

事業全体のマネジメントを行い、県との連絡調整を行うプロジェクトマネージャーを1名配置すること。

プロジェクトマネージャーは、学生等を対象とするインターン業務等の実務経験を有する者を配置するよう努めること。

#### (3) 受入企業の選定

##### ア 受入企業の条件

伝統的工芸品の製造又は販売に携わっている個人事業者、法人企業(原則1年以上県内に本店、支店又は営業所等の拠点を有し、伝統的工芸品の製造又は販売に携わっている者に限る。)とする。

なお、産地の希望や実情等に応じて、1社単独ではなく組合やグループとしてインターンを受け入れることとしても差し支えない。

※伝統的工芸品とは、県内において伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）の規定により経済産業大臣の指定を受けたもの及び秋田県伝統的工芸品産地産業振興対策要綱の規定により秋田県知事の指定を受けたものをいう。

イ 受入企業の選定

受託者は、県から受入企業候補となる産地組合や事業者のリスト等の提供を受けた上で、プロジェクトマネージャーがヒアリングを行い、当該企業の現状・意欲・インターン受入体制等について把握した上で、受入企業の選考を行うこと。

選考後、県と協議した上で受入企業を決定すること。決定後は、受入企業の産地を事前に訪問し、受入企業と調整を行うこと。

(4) 参加者の募集及び選定

ア 対象

参加者は、県内の大学（院）、短大、高等専門学校、専修学校等の学生等のうち、本県の伝統的工芸品に関心があり、受入企業との連携による工芸品の魅力の発信に高い意欲を持つ者とする。

イ 募集方法

大学等に協力を依頼し、本事業を学生等に周知する。協力を依頼する大学等は、事前に県と協議すること。

また、インターンへの参加申込受付をオンラインフォーム作成ツール等で行い、SNS等を活用して、広く効果的なリーチを図る。なお、受入企業の紹介を行うに当たっては、学生等の関心を高める工夫を行うこと。

ウ 参加者の選定

参加者の選定に当たっては、受入企業と協議して選定すること。また必要に応じて、プロジェクトマネージャーによる面談（オンラインでも可）を行うこと。選定後は県の承認を受けて決定する。参加者はなるべく、特定の大学に偏らないようにすること。

(5) インターンの実施

ア インターンにおける移動等

集合・解散場所は学生等も参加しやすいよう配慮するとともに、必要に応じて集合・解散場所から受入企業まで貸し切りバス等による交通手段を用意すること。

イ インターンの行程等

インターンの行程は、映像制作講師による撮影講座、受入企業での工房体験、訪問撮影、編集講座、映像編集作業、成果品の上映会等を基本的な内容として組み立てること。

映像制作講師の選定に当たっては、県と協議して選定すること。

受入企業での工房体験は、単に説明を受けるだけでなく、ワークショップや実際の作業を体験する等、受入企業の業務や伝統産業への認識を深めて映像制作の企画に寄与する内容となるよう工夫すること。

成果品は、各SNS等での拡散力が高く、制作が比較的簡便ないわゆるショート動画を参加者1人1個制作し、県で広報用を使用できるダイジェスト版1個を含め、1産地10個以上作り上げること。成果品の納品は、県及び受入企業にそれぞれ、5枚以上、DVD（mp4形式）で納品すること。

ウ その他

事業を実施するに当たっては、事故等に備え、参加学生も適用となる適切な保険に加入すること。また、委託業務に必要な資機材は、受託者が用意すること。

(6) 制作した動画の広報

インターネットを通して制作した動画が幅広い層や地域の人々の目に触れるよう、適切かつ有効な媒体・方法を用いて広報を行うこと。

6 対象経費

本業務に関連のない経費については対象経費として認められないため、経費の出納記録は、本業務以外の出納とは可能な限り独立した形で管理すること。

7 業務の報告

- (1) 受託者は本業務（再委託をした場合を含む。）が完了したときは、本業務の実績を記載した報告書・収支精算書・その他県が指示する資料等を遅滞なく県に提出すること。
- (2) その他、事業の期間中に県が事業の実施状況について報告を求めた場合は、速やかに求めに応じた報告を行うこと。

8 その他

(1) 再委託等について

- ア 受託者は本業務のすべてを第三者に再委託し、又は請け負わせてはいけない。
- イ 受託者は、予め県に協議を行い、県が承認した場合のみ、本業務の一部を第三者に再委託することができる。

(2) 権利の帰属等

- ア 本業務で作成したチラシ等のデザイン及び成果品の著作権その他の権利は、秋田県に帰属するものとする。
- イ 8（2）アを告知等に使用する場合は、秋田県に別途、相談することとする。

(3) 機密の保持

受託者は本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た機密情報を目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。また、契約終了後も同様とする。

(4) 関係法令の遵守

受託者は本業務の実施（再委託をした場合を含む。）に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

(5) その他留意事項について

- ア 上記内容については、県と受託者との協議に基づき変更することがある。
- イ 感染症のまん延やその他の事由により、事業の全部又は一部を中止した場合、委託費用は県と受託者が協議の上、変更することがある。
- ウ 本仕様書に定めのない事項で、かつ業務遂行上必要となる事項については、その都度県と事前協議を行い調整するものとする。
- エ 委託業務は、契約期間終了後も含めて、秋田県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。